

議員視察報告書

赤穂市議会
議長 西川 浩司 様

議員氏名 田渕 和彦
" 井田 佐登司
" 安田 哲

下記のとおり、先進地視察を実施したので、報告します。

記

1. 実施日 令和7年7月10日(木)～令和7年7月11日(金)
(2日間)
2. 調査市及び主な調査項目(詳細については別紙のとおり)
 - (1)神奈川県相模原市(令和7年7月10日(木))
地域公共交通確保対策について
 - (2)東京都八王子市(令和7年7月11日(金))
不登校児童支援にかかる高尾山学園の取組みについて

視察地：神奈川県相模原市

日 時：令和7年7月10日（木）13時30～15時30分

場 所：議会事務局応接室2

説明者：都市建設局交通政策課 地域交通推進班 統括主幹 吉井雅之 氏
主査 岡本拓也 氏

<目 的>

人口減少と高齢化が進む中山間地域における地域公共交通の維持確保について、地域を巻き込んだ地域公共交通の維持を目指す同市の取組み、特に、コミュニティ交通（乗合タクシー）の運行支援について学ぶため。

<内 容>

1. 中山間地域における公共交通について

(1) 相模原市内全体の公共交通

相模原市の特徴は、市内の公共交通（移動手段）は、バス路線が主体。

市内の移動手段として補いきれない部分をコミュニティバス、乗合タクシー、デマンドタクシーを導入し補っている。

※特に中山間地域の全5地区の内、4地区で乗合タクシー、1地区でデマンドタクシーを運行しています。

①バス：令和7年4月 3事業者（①神奈川中央交通、②京王バス、③富士急バス）

②鉄道：5路線（①JR横浜線、②JR相模原線、③JR中央本線、
④小田急小田原線・小田急江ノ島線、⑤京王相模原線）

③コミュニティ交通：コミュニティバス（2系統）424人/日（R6年度）※都市部
乗合タクシー（4地区）40人/日（R6年度）
デマンドタクシー（1地区）26人/日（R6年度）

④タクシー：（R6.4.1）市内15社及び個人タクシー
輸送人員10,787人/日（R5年度）

(2) 中山間地域における公共交通について

①現状と課題

高齢化の進展や運転免許証返納者の増加に伴い移動制約者が増えるなか、バス路線の98～99%を担う（株）神奈川中央交通から運転手不足に伴う路線廃止の申出があり、移動制約者の日常生活に必要な移動手段としてコミュニティ交通の整備が急務となっている。

- ・生活交通維持確保路線：10路線（うち2路線が継続基準未達成）
※基準：「ピーク時間帯の1便当たりの利用者数が10人以上」及び「運賃収入が運行経費の27.5%以上」)
- ・乗合タクシー：4地区
停留所や運行ダイヤのみを定めた区域運行型の乗合交通で、予約に応じて運行
- ・デマンドタクシー：1地区
停留所のみを定めた区域運行型の乗合タクシー。
タクシーの空車両を活用している。

②中山間地域の公共交通再編に係る市の基本的な考え方

- ・朝夕の移動が集中する時間帯（ピーク時間帯）にバス車両でないと乗車人数に対応できない路線についてはバスを維持する方向で調整。
- ・ピーク時間帯の需要でバスによる大人数の輸送が必要ない路線については、現行の乗合タクシーのエリアを拡大して運行することを検討。
- ・比較的運転士を確保しやすい普通免許で対応できる車両を活用することで、地域交通の持続性を高める。

令和7年10月～ 実証運行開始

令和9年 4月～ 本格運行へ移行

③中山間地域における公共交通再編のイメージ

- ・乗合タクシー・デマンドタクシーが各地区内で駅・バス路線の主な停留所と連携しており、廃止するバス路線のカバーとして、乗合タクシーの範囲を広げ、中山間地域を乗合タクシーでつなぐ。
- ・乗合いタクシーでカバーできない地域は、観光バス、臨時バスの利用も検討する。
- ・路線バスを使い通学する児童生徒については、既存のスクールバスの運行拡大を検討する。

2. コミュニティ交通の運行支援について

(1) コミュニティ交通の導入対象地域の要件

①「公共交通不便地域」であること

※1 鉄道駅等から1,000km以上離れ、かつ、バス停留所から300m以上離れた地域で、公共交通を利用するには日常的に不便を感じる地域を「公共交通不便地域」と定義。

※相模原市の交通不便地域は人口比率では人口では約10%（約7万人）。

②地域住民が主体となり、行政や交通業者との協働により利用促進等に取り組むことができる地域であること。

(2) 導入検討から運行まで

「地域組織」「行政」及び「事業者」の3者協議で決める。

- 役割分担で大事なものは、利用する側が乗合タクシーの運行に積極的に関わること。
- 地域住民が利用促進協議会を作り、乗合タクシーの維持とより良い運用に努める。
- 地域と行政、事業者が定期的に会議を設け、利用促進に向け取り組んでいる。

① 行政の役割

乗合タクシーの運行は、市が全面的に支援。

- ・地域組織に対し、利用促進に対する助言（需要調査の実施、運行計画・停留所設置検討、利用実態調査の実施）
- ・事業者に対し、初期費用負担（停留所設置費等）、関係機関との調整、運行経費負担、運行に関する助言

② 地域組織の役割

乗合タクシーの利用できる仕組みを地域で考える

- ・利用促進に対し、地域住民の意向把握、運行計画策定への協力、利用実態調査への協力
- ・事業者に対し、停留所設置位置決定や運行に対する協力

③ 事業者の役割

- ・地域組織に対し、運行サービスの提供
- ・行政に対し、利用者増加に関する提案として、車両の提供、予約システムの提供、経費削減努力

(3) 乗合タクシーの運行基準

導入地域：中山間地域（都市部は対象外）

運行目的：交通不便地域の高齢者等移動制約者の生活交通の確保

運行形態：事前予約制の区域運行

運行間隔：地域の需要に応じて設定（1日10便程度）

運賃：地区内、均一運賃（300円）を基本
※路線バスより高く、タクシーより安い設定

停留所間隔：地域の需要に応じて設定

※設置位置は、道路状況・土地利用状況・住民意向等を考慮して決定

車両：セダン、ワゴン型車両（事業者所有車両の使用を基本）

運行継続条件：「稼働便の1便当たりの利用者数が1.5人以上」かつ「全運行本数に対する実運行本数の稼働率が50%以上」

導入状況：本格運行4路線（菅井地区、吉野・与瀬地区、内郷地区、根小屋地区）

運行状況：内郷地区(おしどり号) 利用者数1.9人/便 稼働率58.2%

根小屋地区(くっしー号) 利用者数2.3人/便 稼働率51.4%

吉野・与瀬地区(ふれあい号) 利用者数1.9人/便 稼働率59.9%

菅井地区 利用者数1.86人/便 稼働率46.7%

<質疑応答>

- Q：デマンドタクシーを利用しているが、市外の近くの商業施設や医療施設を利用することはできないのか。
- コミュニティ交通（デマンドタクシー等）を使って、市外の施設を利用する考えはない。乗合タクシーの停留所も市内の商業施設に行ってもらおうような仕掛けをしている。
- 市としてコミュニティ交通を利用して行っていただきたい施設は市内の施設である。公金を使っている関係で難しい。
- Q：市の中心部で、商業施設や診療所・病院、駅等の間を路線バスが巡回し、その路線バスの停留所まで乗合タクシーやデマンドタクシーで行く。そういう運用は考えられるのか。
- 乗合タクシーの運行の課題はあるが、AIを使った運行システムを考えれば、将来的にはできると思う。
- Q：地域の方とバスの停留所の設置や運行時刻を考えるとときに、反対の意見の人がいるときはどう対応しているのか。
- 行政としては、総合的に地域がどうするのかという立場である。案は提示するが結論は地域でだしていただく。
- Q：地域で議論するときに、間違っている声の大きい人の意見が通りやすい場合がある。行政として公平な目で見ると必要があると思うが。
- 活発に議論されるが、マイナス面はハッキリと言わせていただいている。
- Q：中山間地域のバス路線の統廃合で12路線あるなかで、2路線は残し10路線を廃止し、乗合タクシー等のコミュニティ交通を考えるということについて。
- 市が廃止をするということではない。あくまでも事業者側の運転手不足による判断である。市としては利用状況等から、乗合タクシーで代替が可能と判断している。

- Q : バス路線の廃止と乗合タクシーへの実証実験について4月から説明会を開いているが、住民の反応は。
→市が廃止をしているような見方をされる。事業者も来て説明をしていただく。
- Q : バス路線（生活交通維持確保路線）を廃止し乗合タクシーにすると、市の経費はどれ位違ってくるのか。（現在、バス路線の維持に市として約1億4千万円、国・県で約5千万円、約2億円を事業者に赤字補填として予算を組んでいる）
→バス路線から乗合タクシーに変えても支出が減るとは考えていない。乗合タクシーの経費に対する運賃収入は約5%。バスからタクシーに変わると1人当たりのコストが高くなる。路線バス1人当たりの経費は数百円。タクシーになると数千円になる。
- Q : 市の負担としては変わらず継続していくということか。
→市民の方には、そこはなかなか理解して頂けない。
- Q : コミュニティバス、乗合タクシーに対する国・県の補助の有無について。
→バス路線は、国の補助に2種類あり、地域間幹線バス交通補助と地域内フィーダー交通補助がある。乗合タクシーはフィーダー系統（停留所、駅、空港など地域間交通ネットワークと接続する系統）、要するに複数の自治体をまたいだ路線に接続する場合は、フィーダー系統として補助が出る。相模原市のように、合併後も継続して自治体間をつないでいる系統であれば補助が出る。
→実証実験は国の補助対象ではないので、今回の中山間地域の乗合タクシーについては、いったん補助が外れる。本格運行になれば補助の対象になると見込んでいる。補助額が少ない（数百万円）。県の補助は、実証実験であり導入時の補助はない。
- Q : コミュニティ交通の維持は地域の方も自分ごととして捉えてと話されたが、公共交通運行協議会の構成メンバーの年齢層も高くなっていると思う。組織の持続性とかに対する課題についてどう考えているか。
→地域によっては充て職でしている。例えば自治会長がする。継続的なので持続は可能。しかし課題としてあるのが、引き継がれないこと。数年間何も変わらないことがある。同じ人が継続でしてくれる地域もあるが、新しい人へのスムーズな移行という課題もある。
- Q : 合併後、旧町の支所スタッフの有無及び役割について。
→それぞれに「まちづくりセンター」がある。地域組織のなかで、利用促進協議会として事務局に関わっている。コミュニティ交通の導入時は、交通政策課が事務局として関わるが、本格運行した後は地域組織の活動拠点として「まちづくりセンター」が主に行う。
- Q : 乗合タクシーは普通免許でできるのか。
→普通免許の2種
- Q : 事故等の運行上の責任と対応は
→乗合タクシーは事業者に委託しているので、事故など対応は事業者の責任で行う。
- Q : 運賃について、路線バスから乗合タクシーになれば高くなるが、また運行形態は
→運賃は、4月の説明会で初乗り運賃500円、継続運賃400円の900円を考え方として示しました。高くなると言われたが、乗合タクシーと本業のタクシーのすみ分けは、タクシー会社の維持を考えれば必要で、それなりの運賃設定は必要である。生活交通という視点から、日常的に利用する方の割引プランを考える必要があり、500円程度を考えている。通勤、通学については定期券も検討している。まずは、利用実態を、10月からの実証実験で確認していきたい。
→朝・夕の利用が多い時間帯は、予約性でなく常時利用できる体制を考えている。運行形態は、利用者の利便性に合わせ複数の運行形態を考えたい。
- Q : 中山間地域の問題として事業者確保があるが今後の取組みについて

→運転手不足はある。将来的には地域資源の活用、ライドシェアも検討していく必要がある。

Q：バス、タクシー運転手の確保に対する行政の取組みについて

→タクシー運転手セミナーをタクシー協会、ハローワーク及び市で開催をした。何人かはタクシー運転手として採用された実績がある。講習を受けることで仕事の内容が分かること、就職に有利なこともあり参加する方も多い。

<所 管>

- ・相模原市は、20年先の公共交通を見据え、10年計画（令和4年度から令和13年度）で交通に関する計画を策定し、地域組織、業者及び行政が協働でコミュニティ交通の維持に向け取り組んでいる。特に地域が生活交通を維持するために積極的に関わる仕組みづくりを進めており、地域が主体的に取り組まないと生活交通、住民の移動手段は確保できなくなると感じた。
- ・運転手不足も深刻で中山間地域ではバスから乗合タクシーへと移動手段の変更が検討されバス路線が廃止される地域で乗合タクシーが10月より実証運行される。赤穂市も移動手段に同じ問題を抱えている。西部地区、北部地区で乗合タクシーの実証運行など地域と共に取り組む必要性を感じた。
- ・運転手不足の中で、バス会社、タクシー会社の維持確保も課題として認識され、地域資源の活用としてのライドシェアの必要性にも言及。



交通政策課職員による説明



相模原市議会議場にて

視察地：東京都八王子市 高尾山学園

日 時：令和7年7月11日（金）10時00～12時00分

場 所：議会事務局応接室2

説明者：高尾山学園 校長 鈴木崇央 氏

中学部副部長 上野仁弥 氏

八王子市教育委員会 特別支援・情報教育担当課長 遠藤徹也 氏

<目 的>

文部科学省の発表では令和5年度の小中学校の不登校児童生徒数は約35万人、前年度から約5万人増加している。

八王子市においては、平成16年に不登校児童支援のための公立学校を開校し、以後20年に渡って不登校児童・生徒の教育にかかる独自の取組みを実施している。赤穂市の不登校児童生徒の支援の充実に資するため同校の取組みについて学ぶため。

<内 容>

1. 学校が子どもの居場所になるための取組みについて

(1) 高尾山学園の設立の背景と経緯

- ① 平成13年度時点において八王子市の不登校児童生徒の割合が国や東京都を上回っていた。このことに対して危機感を抱いた当時の八王子市長が不登校児童の支援のための公立学校の開校に向け、「不登校児童・生徒のための体験型学校特区」を国に申請。平成15年特区第1号として認定を受け、平成16年4月に開校した。

(2) 具体的な取組みについて

児童生徒が生きることへの自信（基礎学力と社会性）を獲得するために、状況に応じて一人一人の心の安定を図り、適切な学習支援と集団生活の中で人間関係をより良く保つ力を養えるよう支援体制を整備。

- ① 適応指導教室「やまゆり」によるスムーズな転入～まずは家から出て、集団生活に慣れる～
 - ・本格転入学する前に児童生徒たちの通学に対する意欲や安心感を醸成するため、「やまゆり教室」に体験通級し、通えそうなことが分かったら正式に入級。通級が安定してきたら学園の授業体験を経て転入学の決定となる。
 - ※今年度は84名でスタートしたが、5月・6月に転入が多く、現在の児童生徒は、7月で107名。
- ② 授業中の居場所づくり～授業中に学びと居場所を自ら選択できる～
 - ・保健室、相談室、プレイルームは毎時間使うことが可能。但し、気持ちの切り替えのために休み時間は必ず教室にもどる。
 - ・保健室は養護教員といつでも話が出でき、相談室はスクールカウンセラーによる相談体制を取っている。
- ③ 一人一人の学力に沿った授業とサポート体制の充実
 - ・わかる楽しさや知的好奇心を活かすための授業。それぞれの発達段階、学習段階の児童生徒に対し、個々の児童生徒たちにあった指導がしていけるよう、充実した支援体制（TT体制、補助員他）を取っている。
 - ※通常校にできるだけ近い教育課程を編成。時数は中学校では年間1,000時間以上あるところ760時間、2/3強の時間数で実施。学習の進め方に関しては教員の力量が試され、全体の流れを把握し、短い時間で学習させる必要がある。

④ 様々な体験活動

- ・楽しい体験（陶芸体験）、美味しい体験（鍋・飯ごう炊はん、農作業）など様々な体験を通し児童生徒たちが交流を深め、安心感と知的好奇心を持ち、笑顔で活動できるような活動を先生がアイデア出しを行っている。

⑤ 放課後カフェの実施

- ・児童生徒たちが安心できる居場所、人と交流できる機会を、成長期の中で大人が作ってあげる。
- ・放課後にお菓子やお茶の提供、楽しい場づくり⇒年5回開催
- ・子ども食堂およびフードバンクから食材を提供
- ・就労支援NPOと連携し卒業後でもつながりが持てる

2. 子どもたちを支援するための環境整備について

(1) 運営体制について

- ・小学部、中学部、特別支援教室（きよたき）併せて「八王子市教育支援センター（登校支援室：やまゆり）」
- ・学生のボランティアを含め約100人の教職員とサポーターを配置。

（配置職員）

<東京都職員>

- ・小学部 教員4、特支1、養護1、管理職1、SC1
- ・中学部 教員9、特支3、養護1、管理職2、SC1
- ・学びの多様化学校巡回1、研究主事5、都事務1、特支専門員2

<市職員>

- ・市事務1、用務主事2、SSS2、心理相談員4、専任教諭4、指導補助員9、特支サポーター6、プレイルーム4、画工サポーター15+実習生
スクールソーシャルワーカー15（別予算）

① 市教育支援センター（登校支援室=やまゆり）：

- ・高尾山学園に転入する前の段階の教室。スタッフ配置は、適応指導教室を運営している主事（元八王子市内の校長）、スクールソーシャルワーカー15名。
- ・スクールソーシャルワーカーは、地域の学校（家庭も含む）の不登校児童生徒に対し巡回し対応。地域の学校の情報を集め高尾山学園への転入時に役立てる。

② 相談室：

- ・スクールカウンセラー（SC）、心理相談員を配置。高尾山学園の児童生徒や適応指導教室の児童生徒の相談に対応。

③ プレイルーム：

児童厚生員を配置。高尾山学園や適応指導教室の児童生徒の遊びや活動をサポート

(2) 高尾山学園の学習について

- ・登校時間は9時50分までに登校すればよく遅れて来てもかまわない。児童生徒たちが学校に足が向かう、または来ることは頑張っていること。
- ・時間割は、9時55分から1時間の時間割です。午前中は3時間（読書、学活）、給食（給食・弁当）を挟み、午後は2時間行う。火曜日・木曜日は、講座学習（地域の学校でいう総合的な学習の時間）がある。
- ・講座学習は、学年をまたいで10個の講座から自分が選んだ講座を学習できる。運動系（野球、バトミントン他）や文科系さまざまな講座を用意。
- ・週4回、高雄タイム（高尾T）。言語活動（具体的には話すこと、聞くこと、書くこと、読むことなど言語をインプット・アウトプットする活動）が主となっている。

(3) 小学部・中学部の指導体制について

- ・小学部に教科担任制を導入。指導補助者やサポーターと教科の担任以外の大人も入って補助。
- ・中学部は国語科、数学科、英語科の教科教員は2～3名体制。社会科など他の教科は教員1名及び数名の指導補助者やサポーターを配置。

(4) 情報共有の徹底

①朝の情報交換。

- ・毎朝30分、前日の児童生徒達の様子を共有することで充実した支援を行っている。

②全体の情報交換。

- ・週に1回、水曜日早朝に全体の情報交換を30分間実施。
- ・気になる児童生徒や新規児童生徒の情報を全員参加で共有。
- ・転入生の転入前の情報交換。いじめ対策委員会のいじめ対策の情報、個別支援委員会による気になる児童生徒の情報共有を行い、問題の早期発見、早期対応。

3. 成果と課題について

(1) 成果について

- ・地元在籍校で全欠状態の児童生徒が元気に（登校率は平均で70%以上）
- ・自己理解と進路選択⇒進学率97.7%、高校在籍率85%

(2) 課題について

- ・学びの多様化校向けの人員配置と人事制度の構築。さらにそのための人件費。
※教員定数は通常校、地域の学校と一緒に。自治体の予算で加配。
- ・福祉や医療の連携のための体制と予算
- ・人材発掘と人材育成の仕組み
- ・様々な職員・スタッフのガバナンス体制

<質疑応答>

Q：自分の地域（市）に不登校特例校がない、八王子市の地域の学校に転入しないと高尾山学園に転入できないのか。

→開校当初は他市からも転入できたが、市議会の指摘を受けできなくなった。

Q：高尾山学園の選考に落ちたという話がある。希望した人が転入できないのか。

→高尾山学園は転入の可否を決める場所ではない。

教育支援センターにある「やまゆり教室」に入級（転入）を申し込み、「やまゆり教室」で見学・面談し、その後「やまゆり教室」に、ある一定日数以上通級する。通級が習慣づいたら正式に入級（転入）する。ただし高尾山学園は2学期制を導入している。中学校3年生については、6月までを転入の最後としている。前期の成績が高校の入試につながるため。

Q：高尾山学園の出席のルールは

→職員室に声をかける（学園に5分でもいれば出席となる）。教室に行かなくても、保健室や相談室にいて帰る児童生徒もいる。担任に顔を合わせてすぐ帰る児童生徒もいる。出席扱いとしている。

Q：高尾山学園の校舎はどういった経緯で使えるようになったのか。

→八王子市の学校の統廃合で、廃校となった小学校を利用して高尾山学園を開校した。

Q：中学校の学級編成について

→不登校特例校は、通常の学校と学級編成は同じだが、高尾山学園は学園の裁量で決めている。1年生は1学級。2年生は2学級（途中で生徒が増えるから2学級としてい

る)。3年生は4月のスタート時に生徒が42名で届け出は2学級編成。しかし、少人数学級とし1学級約18名で3学級としている。

Q：給食と弁当持参の比率は

→児童生徒の9割は給食を申し込んでいる。食材によるアレルギーや偏食の児童生徒は保護者がお弁当を持たせている。

Q：通学について、遠い児童生徒で何分位かかるのか

→八王子市全域なので、1時間半弱かけてくる児童生徒もいる。地域の学校に通えない児童生徒（不登校）が、それだけのエネルギーを使っても学校に通えるメリットはある。

Q：通学費は個人負担か

→個人負担。

Q：運動会、体育祭が実施されているのか

→地域の学校のような運動会はない。スポーツレクリエーションと言うことで、競技でなくボール遊びなど楽しむことをしている。

Q：児童生徒や大人が楽しいと思う学校をつくるために職員にどのような指導をしているのか

→職員には、児童生徒たちが「楽しい、嬉しい、美味しい」で、安心して楽しめる学校になるアイデアを出して欲しいと言っている。悪いことでなかったらドンドンやろうと進めている。

Q：児童生徒たちも自由で、先生方も自由な発想でコミュニケーションを取り学園生活を過ごす感じか

→教育課程は教育委員会に任せている。教育課程を踏まえメリハリのある学園づくりに取り組んでいる。

Q：他市町と連携して不登校特例校（学びの多様化学校）の設置は可能か

→可能かどうかは国の方に問い合わせることは。やり方としては考えられると思います。

Q：教職員・スタッフ数が多いが人件費は市の予算からか

→市のスタッフはほぼ市の人件費です。教員については地域の学校と同じである。

<所感>

- ・八王子市は1,908人（令和7年2月時点）の不登校児童生徒がいる。そのうち、高尾山学園に通う児童生徒が127人（約7%）である。児童生徒たちは、学園の学習指導要領を基本に学園で多くの教師や補助員の支援を受け、本当に不登校であったのかと思えるほど普通に授業を受けていた。
- ・高尾山学園への転入希望者は年々増えているが、多くの不登校児童生徒が存在し受け入れに限界を感じた。
- ・現在、国を挙げて学びの多様化学校（不登校特例校）の設置に取り組んでいる。各自治体も不登校児童生徒の将来のためにしっかり向き合う必要性を感じた。



↑やまゆり教室前

鈴木校長先生と撮影→

